

1. 資格の在り方

(資格の対象、位置づけ)

- ・ 子ども家庭福祉分野全体の資格にするべき。
- ・ 精神保健福祉士と同じように、社会福祉士と同一の共通科目の基礎部分の上に専門科目を持ってきて、子ども家庭福祉士を作ればよいのではないか。
- ・ 対象となる事例に非常に多様性があり、社会福祉資格全体がまとまっていくという潮流をベースに考えると、初任者にも求める資格は社会福祉士等の既存の専門資格を活用し、基盤とすることが現実的ではないか。
- ・ 子どもだけ対応するのではなく、家庭や社会のことも見れるような幅広い視点を持った人材に対応した方がよいのではないか。
- ・ 社会福祉士を必須とするのは厳しいのではないか。
- ・ スーパーバイザーの実力がある人を認定する資格が一番急ぐべき。
- ・ 実務経験と併せて、スーパーバイズを受けながら力量形成していくことが重要であり、採用後に講習、実務、スーパーバイズ等を経た者に資格を付与する方が現実的ではないか。
- ・ スーパーバイザーの資格を作るとしても、基礎となる全体の資格が必要ではないか。

(資格取得に必要な要件等)

- ・ 今の社会福祉士の養成課程には児童関係はほとんどなく、不十分ではないか。
- ・ 社会福祉をベースにするべきだが、社会福祉だけでは子ども家庭福祉の教育内容や訓練内容に不足があり、上乘せする部分があるとすれば、その中身を詰めていく必要があるのではないか。
- ・ 最低限の理論の学習や実習等を行い、最低限の力を持たせる資格は必要だが、資格さえあれば現場ですぐに十分な働きができるということはありません、臨床経験を踏むことが重要ではないか。
- ・ 自治体等が有資格者を是非採用したいと思うような養成カリキュラム等を経た資格を目指していくべきではないか。
- ・ 大学で習うのは寄り添い型のソーシャルワークであり、実践に基づく介入的ソーシャルワークのノウハウの取得が重要ではないか。
- ・ スーパーバイザーには、精神保健指定医と同様にケースレポートのようなものを課すかという議論も必要ではないか。

第2回ワーキンググループにおける主な指摘事項②

(養成ルート等)

- 大学4年間のカリキュラムの中で養成は十分可能ではないか。
- 資格付与できるようなソーシャルワーカーを大学で育てるのは難しいのではないか。
- 任用に縛りをかけないと、学校は養成に対応しないのではないか。
- 学部の中の養成であれば、社会福祉士や精神保健福祉士の養成をしている学校において、4年生の関心が高い学生が上乗せで学ぶことが現実的ではないか。
- 多くの学校等が対応できるよう、スクールソーシャルワーカーのような形で課程を上乗せすることが考えられるのではないか。
- 養成課程は、実習なども組み込むとなると大学院に置くことになるのではないか。
- 大学院だと授業料の問題等があり、学生を集めるのは難しいのではないか。
- 就職後、家庭裁判所調査官補と同じようなトレーニングは難しいのではないか。
- 児童相談所だけではなく市町村や施設のことも知らなければいけないとなると、それぞれの場所で実習を行い、スーパーバイズを受けられるような仕組みを作っていくことが大事ではないか。
- 学部、大学院、専門学校等、選択肢はいろいろあってよいのではないか。 イギリスのように1年半や2年のコースもあり得るのではないか。

2. 任用の在り方

(児童相談所等における任用)

- 将来的には、児童福祉司は資格者を任用することとするべきだが、今働いている人は講習を受ければ試験が受けられたり、免除されたり、一定期間は資格を持たない人でもよいとするなどの経過措置は必要ではないか。
- 10年後には有資格者が8割ぐらいになっているべき。
- まずは、児童福祉司の何割か、市町村の家庭総合支援拠点には必ず1人などの縛りとし、その後、徐々に増やしていくのがよいのではないか。
- 有資格者がメインであるべきだが、任用資格を1つに限定するのは絞り過ぎではないか。
- 資格で縛ると、現場の人材確保が難しくなる。資格を任用要件の一つに組み込むことは否定しないが、児童相談所の入口はできるだけ広くし、その上で、採用後の養成システムをきちんと担保すべき。
- 資格で縛りをかけることで人事や採用の在り方を少しずつ変えていくことができるのかどうかということも議論すべきではないか。

第2回ワーキンググループにおける主な指摘事項③

(スーパーバイザーについて)

- ・ まずスーパービジョンができる人材をどの児童相談所にも配置できるようにするべきであり、スーパーバイザーについては、スーパーバイザーの資格を持ち、一定の実務経験をほぼ必須にするべきではないか。
- ・ スーパーバイザーの資格を持てば、児童相談所の組織内でも評価されるとともに、市町村など組織を超えたところでも認められ、新たな役職が得られたり、ステップアップにつながったりするものとするべきではないか

(民間施設等のソーシャルワーカーについて)

- ・ 施設のファミリーソーシャルワーカーも、資格を持った人が優先して入れるという形を取っていくべきではないか。

3. スケジュール等について

- ・ スケジュールは、資格の在り方次第であり、これが決まらなると決められないのでないか。
- ・ どこを目標にどうするかということをもまず考えた上で、資格を作ったとしても、有資格者が働き始めるまでの間は相当の時間がかかるため、その間をどうするかということも考えるべき。

4. その他

- ・ 任用後、児童相談所や市町村の拠点など、自治体の中の関連する分野にまわられるような人事の在り方を考える必要があり、特に、小さい自治体などを後押しするような制度的枠組みを考えるべきではないか。
- ・ 児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組が必要ではないか。
- ・ 児童相談所におけるこれ以上の実習生の受入れは非常に難しいというのが現場の実情。
- ・ 実習の受け入れについては、例えば援助方針会議の傍聴などはできないか。
- ・ 児童福祉司やスーパーバイザーの義務研修が現状のままでよいのかという議論も行うべきではないか。
- ・ 所長の在り方や所長を支える手だても検討が必要ではないか。